

県営住宅監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営住宅監理員規程の一部を改正する訓令

県営住宅監理員規程（昭和 47 年岩手県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県営住宅監理員) 第 2 条 [略] 2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、 同項の土木部に勤務する <u>吏員</u> のうちから、県営住宅監理員を 命ずることがある。	(県営住宅監理員) 第 2 条 [略] 2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、 同項の土木部に勤務する <u>職員</u> のうちから、県営住宅監理員を 命ずることがある。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。